

【一般質問】20番。日本共産党の齊藤由美子です。発言通告に基づき質問を致します。

■初めに、環境行政の、ごみ減量とリサイクル等についての質問です。

現在、大分市では家庭ごみの有料化計画が進められています。この計画案の中で、「ごみの排出抑制に関する市民意識の向上」が、有料化のメリットとしてあげられています。

ごみを有料化することで、本当にごみ減量に対する意識向上ができるのか。この件に関しては、寄せられたパブリックコメントでも、多くの疑問の声が上がっています。

では、実際に有料化した自治体の実態はどうか。たとえば、東京都の日野市では有料化実施後、ごみの量が大幅に減少し、有料化の効果があつたと、市は発表しています。しかし、日野市は有料化の半年ほど前から、“有料化の前に不要なごみを今のうちに出しましょう”という一大キャンペーン行い、広報などで呼びかけを行っています。他の有料化した自治体でも、有料化の前に駆け込みでごみが出される実態は当然あります。有料化前に増えた量に比較して、ごみの量が減るのは当たり前です。

また、有料化を実施した自治体の多くで、住民が有料化に慣れてくると、本気で減量に取り組みなくなり、2~3年後には一旦減ったごみが再び増えてくるリバウンドに悩まされていると言います。実際、日野市でも、有料化の2年後にはごみが増加傾向を示し、市が減量の対応に追われることになっています。ごみのリバウンドや不法投棄の増加が起こるのでは、市民の減量意識が高まったとは言えません。そこで、ごみの減量とリサイクルについてお聞きいたします。まず1点目、

① 家庭ごみ有料化が、「ごみの排出抑制に関する市民意識の向上」につながるという根拠をお示してください。

パブリックコメントでも指摘されていますが、ごみを減量するなら、まずはリサイクルを進めなければなりません。大分市が進める4Rの推進こそ大事な取り組みだと考えます。そこで2点目の質問ですが、

② 今後、大分市が取り組むリサイクルなどの推進について、計画をお聞かせください。

先般、和歌山市の“ごみ減量アクションプラン”を行政視察して参りました。

和歌山市廃棄物対策審議会は「ごみの有料化は、ごみの減量、リサイクルの推進及びごみの排出量に応じた負担の公平化を進めていく上では、有効な手段であるが、市民にとって新たな経済的負担となるため、まず、ごみの減量やリサイクルを推進するための他の施策を実施することが必要である。」と答申を出しました。その答申を受けて和歌山市では、市長が有料化を撤回し、事業系ごみも含めて、市民・事業者・行政の三者でごみの減量を目指すことを基本姿勢としています。有料化し、監視を強化して取り締まり、ごみ減量をしようとする大分市の姿勢とはまったく違う取り組みです。

私たち日本共産党市議団は、8月に家庭ごみ有料化を考えるシンポジウムを行いました。参加した主婦からも、『市民同士で見張りをさせるような、あるいは監視カメラで監視するような体制をつくるのが、大分市の考え方なのか』という、疑問の声が

出されました。そこで3点目に、

- ③ 監視体制を強める有料化では、ごみ減量は進まないと考えます。市民協働のごみ減量にこそ力を入れるべきだと考えますが、見解をお聞かせください。

■次に、福祉行政について3点質問を致します。

まず、保育の新制度に向けた、大分市の見解を2点お聞きします。

国が2015年から本格実施をめざす「子ども・子育て支援新制度」を前に、各自治体に子ども・子育て会議を設置することが求められています。今後、子どもの育ちに深くかかわる保育制度が、大きな岐路を迎えており、その会議の役割が問われます。

今後、設置される子ども・子育て会議は、利用定員の設定、事業計画の策定や変更、計画的な推進の管理など、具体化の子育て支援施策を決定する重要な会議です。市民の願いに沿った保育を実現できるような検討が必要だと考えます。そこで、1点目に、

- ① 今後大分市が子ども・子育て会議で目指していく子育て支援施策について、お聞かせください。

次に横浜方式について質問します。

2010年4月に待機児童全国ワースト1だった横浜市が、今年度4月、待機児童がゼロになったと発表しました。安倍首相お墨付きの「待機児童ゼロ」政策を反映した、いわゆる「横浜方式」の施策です。

横浜市は「待機児童ゼロ」と発表していますがその実態は、待機児童の定義を変え、育児休暇や求職活動中の世帯などをカウントから外した統計上のゼロであり、認可保育所に入れられない子どもがいなくなったわけではありません。

また、企業の参入に関しては、財界の利益を代表する規制改革会議が、国の保育制度に関し、政府がガイドラインを策定し、もっとも効果をあげている自治体つまり横浜市並みの水準を目指して、企業の参入を促すべきだと要求しました。その結果、厚労省は今年5月、都道府県・政令・中核市に対し、認可保育所への株式会社参入を促す通知を出しました。

規制緩和を行い、市独自で面積基準を運用した横浜市では、すでに認可保育所の四分の一を株式会社が占め、園庭のないビル内にある企業経営の保育所が増大しています。認可保育所の株式会社参入率、全国平均2%と比較すると、横浜市の四分の一というのは突出しています。

横浜市では2011年～2013年度までに開園した81園が、ビル内や鉄道ガード下などに建設されています。また、定員増をするために、園庭やプールをなくして園舎を

増築したり、ホールをつぶして保育室にしたりと、保育環境の悪化も指摘されています。

保護者が本当に望んでいるのは、現行の認可保育所並みの保育所であり、質を低下させたつめこみ保育ではありません。また、定義を変えた数減らしでは、本当の待機児童解消にはなりません。

同時に、認定制度によって、子どもたちの保育を受ける権利が縮小されることがないよう、自治体の努力が問われるときです。

国は横浜方式を「成功例」とする姿勢を示していますが、これまで子どもたちの健やかな育ちを保障してきた保育所の基準を引き下げること、子どもの命に関わることであり、安易な規制緩和は許されません。そこで2点目の質問ですが、

② いわゆる横浜方式の取組みについて、大分市の見解をお聞かせください。

次に、認可外保育施設の補助金についてお聞きします。

認可外保育施設にはこれまで、認可保育所が足りない中、地域の保育の下支えをしてきた歴史があります。子ども一人ひとりの発達に沿った保育をするため、各園の特性を生かした保育方針を持って経験を積み重ねてきています。

特に、認可保育所並みに基準を満たしている認可外保育施設は、少ない運営費で保育環境を維持しています。これまでの経過を重視し、今後の待機児童解消に結びつけることは有効な手段であると考えます。そこで、3点目に、

③ 良質な成育環境を保障するために、認可外保育施設の補助金を大幅に増やすべきと考えます。見解を求めます。

■最後に、教育行政について質問します。

不登校の児童・生徒への対応についてお聞きします。

現在、フレンドリールームやソーシャルワーカー派遣などで、児童・生徒・保護者に対しての支援が行われていますが、今回はその中で、学習面の支援についてお聞きいたします。

長期に亘って学校を休んでいる児童・生徒にとって、学習に対する支援は切実な課題となっています。

学校に戻っても、学習が遅れていては登校する意欲がすぐに消えてしまうのではないかと、授業についていけず再び学校になじめなくなるのではないかと、その先の進学は大丈夫なのか等、不安の声を耳にします。

学校への復帰をめざす過程で、児童・生徒に学習支援が必要となった際、滞ることなく対応できる体制は重要です。そこで3点質問いたします。

- ① 現在のフレンドリールームにおける支援に対し、もっと多くの希望に応え、随時対応が可能になるよう、支援の拡大が必要と考えますが、見解をお聞かせください。
- ② また、児童・生徒が学校へ復帰した際の、学校での学習支援に関して、見解をお聞かせください。
- ③ 不登校の児童・生徒の中には、当然。フレンドリールームまで来ることができない子どもも大勢います。在宅での学習支援に関して、見解をお聞かせください。

次に、学校図書館の使命と子どもの知る権利について2点お聞きします。

松江市の学校図書館で起こった「はだしのゲン」閲覧制限についての問題です。

子どもたちが読書を楽しみ、知的好奇心を持って情報を得、考えるという活動は、豊かな知識と問題解決能力につながっていくものです。将来、子どもたちが民主主義社会の一員として、主導的に生きていく力を身につけるために、学校図書館は子どもたちに、多様で幅広い資料や情報を収集し、整理し、提供する使命を持っています。

はだしのゲンは長年、学校の図書館で子どもたちの手に取られ、ヒロシマ・ナガサキで起こった戦争の惨禍を伝えてきた、バトンのような書籍です。

今回の閲覧制限は他の自治体で起こった問題ではありますが、対岸の火事とせず、子どもたちの知る権利を踏まえて、考えるべき問題だと考えます。そこでお聞きいたします。

- ① 学校図書館の使命と子どもの知る権利について、市の見解をお聞かせください。
- ② 学校図書館における情報について学校への指導を行う際、どのような過程で行うかお聞かせください。

以上